

木更津工業高等専門学校地域共同テクノセンター利用細則

(平成13年11月5日制定)

(細則第6号)

(趣旨)

- 1 この細則は、木更津工業高等専門学校地域共同テクノセンター運営規程第6条に基づき、木更津工業高等専門学校地域共同テクノセンター（以下「センター」という。）の利用について定める。

(利用の範囲)

- 2 センターの利用は、次の各号に該当するものとする。
 - (1) 産業界との共同研究及び技術相談等研究交流
 - (2) 技術セミナー及び技術研修会
 - (3) ものづくり教育
 - (4) 公開講座
 - (5) 授業及び演習
 - (6) その他地域共同テクノセンター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、センター長が認めたもの

(利用資格)

- 3 センターを利用できる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 本校の教職員及び学生
 - (2) 共同研究及び技術相談のために来校する企業または個人
 - (3) その他、センター長が認めた者

(利用手続き)

- 4 センターにおける第1ラボラトリ・第2ラボラトリ・第3ラボラトリを利用しようとする者は、年間の定時の申請期間に、別紙様式1のセンター利用申請書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

ただし、技術相談のため来校する者、授業及び演習で利用する場合、新たな研究成果に基づく共同研究、学外の企業・個人からの利用申込み等については、随時受け付けるものとする。

技術相談室及び共同測定室の利用については、センター長が随時許可するものとする。

(利用者の決定)

- 5 前項の申請については、委員会の議を経てセンター長がその諾否を決定し通知する。ただし、技術相談及び1カ月以内の利用に関しては、委員会の議を経ることなくセンター長が許可できるものとする。

なお、利用に際しては許可条件を付す場合がある。

(利用の取り消し)

- 6 利用者がこの申請事由に著しく異なる利用をしている場合、又は研究成果の報告に関する義務を果たさない場合等については、委員会の議を経てセンター長がその利用を取り消すことができるものとする。

(利用期間)

- 7 同一テーマにおけるセンターの利用期間は、3年以内とする。ただし、引き続き利用を希望する場合は、利用申請書を提出し、委員会の議を経てセンター長が承認した場合は、1年を限度として期間の延長を許可できるものとする。

更に、期間の延長を希望する場合は、同様の手続きをとるものとする。

(機器の管理)

- 8 センター所有の共同利用機器については、センター長の管理とする。ただし、センター長が認める場合には、使用者に管理を委託することができる。

(利用報告書の提出)

- 9 利用者は、別紙様式2の利用報告書を利用期間終了時に、センター長に提出するものとする。ただし、1カ月以内の利用の場合は、この限りでない。また、1年以上にわたって利用する場合は、1年毎に利用報告書をセンター長に提出するものとする。

(成果報告書の提出)

- 10 利用者は、センターの設備等を使用し、その成果を学会等で発表した場合は、別紙様式3の成果報告書をセンター長に提出するものとする。

(利用取り消しに伴う施設明け渡し)

- 11 利用の取り消しを行った場合は、センター長は直ちに利用者に対し施設の明渡しを命ずるものとする。

ただし、利用者に速やかに施設の明渡しができない理由がある場合は、その理由書を提出させるものとする。

(利用者の施設明渡しの猶予)

- 12 前項の施設明渡し猶予の申請があった場合において、その理由が妥当であると委員会が認めた場合、センター長は期限を定めて明渡しの猶予について承認することができるものとする。

(雑則)

- 13 この細則に定めるものの他、センターの利用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成13年11月5日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から適用する。